

# 食品安全委員会第697回会合議事録

1. 日時 平成30年5月22日（火） 14：00～14：36

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2品目（〔2〕はポジティブリスト関係）

〔1〕プロチオホス 〔2〕プロパニル

（厚生労働省からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「ビール酵母抽出グルカン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「スピロテトラマト」に係る食品健康影響評価について

・農薬「トリホリン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピリオフェノン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「マンデストロビン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「テブフェンピラド」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、

吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 プロチオホス及びプロパニルの食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ビール酵母抽出グルカン>
- 資料 2 - 2 農薬評価書（案）ジフェノコナゾール（第4版）
- 資料 2 - 3 農薬評価書（案）シメコナゾール（第6版）
- 資料 2 - 4 農薬評価書（案）スピロテトラマト（第4版）
- 資料 2 - 5 農薬評価書（案）トリホリン（第2版）
- 資料 2 - 6 農薬評価書（案）ピリオフェノン（第3版）
- 資料 2 - 7 農薬評価書（案）マンデストロビン（第3版）
- 資料 2 - 8 農薬評価書（案）メタフルミゾン（第5版）
- 資料 2 - 9 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<テブフェンピラド>
- 資料 2 - 10 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルトリアホール>

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第697回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第697回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は12点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」、資料 1 - 2 が「プロチオホス及びプロパニルの食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料 2 - 1 が「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健

健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-2が「農薬評価書（案）ジフェノコナゾール（第4版）」、資料2-3が「農薬評価書（案）シメコナゾール（第6版）」、資料2-4が「農薬評価書（案）スピロテトラマト（第4版）」、資料2-5が「農薬評価書（案）トリホリン（第2版）」、資料2-6が「農薬評価書（案）ピリオフェノン（第3版）」、資料2-7が「農薬評価書（案）マンデストロビン（第3版）」、資料2-8が「農薬評価書（案）メタフルミゾン（第5版）」、資料2-9及び2-10がいずれも同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から5月17日付で農薬2品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、1品目め、農薬プロチオホスでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

なお、本品目につきましては、ポジティブリスト導入時に設定いたしました基準値の見直しについて、平成25年6月に食品健康影響評価を依頼しているところでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、大豆、ばれいしょ等に基準値が設定されてございます。今回、ねぎ、らっきょうへの適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されてございません。諸外国におきましては、ニュージーランドにおけるぶどう、仁果類等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、今回初回でございますが、先ほど説明したとおり、ポジティブリスト導入時に設定いたしました基準値の見直しについて評価依頼をしているところでございます。

おめくりいただきまして、2剤目、農薬プロパニルでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定依頼及び魚介類への基準値設定の要請がなされており、ポジティブリスト導入時に設定いたしました基準値の見直しとともに、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては農薬登録はされておりませんが、今回、水稲への新規登録申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価がなされておらず、国際基準も設定されてございません。諸外国におきましては、米国における乳、卵、畜産物等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、今回が初回でございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 余り直接安全性に関係あるかどうか、よく分からないのですが、プロパニルというものが今回登録ということなのですが、直播水稲に申請ということなのですが

けれども、何で直播水稲だけなのか、その辺をもし分かれば教えていただけますでしょうか。普通の水稲ではなくて、何でそういう使い方なのかなど。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 農薬登録においては農林水産省で受けるので、どうしてなのかというのはちょっと分かりかねるところがございます。ただ、直播の栽培については、普通の苗を育てて水田に植えるという方法よりは、省力化や低コスト化で最近よく用いられる方法と承知しております。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

農薬プロチオホスについては、今の御説明にもありましたけれども、平成25年6月17日に評価要請の説明がなされていることから、あわせて農薬専門調査会において審議することといたします。それから、農薬プロパニルについても、農薬専門調査会において審議することといたします。

黒羽室長、ありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

対象外物質1品目、農薬9品目に関する食品健康影響評価についてであります。

まず、対象外物質1品目に関する件ですけれども、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして、説明いたします。ビール酵母抽出グルカンでございます。

審議の経緯に関しまして、2ページをお願いいたします。本件につきましては、本年3月の当委員会で報告の後、翌日から約1カ月間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

本剤、ビール酵母抽出グルカンの概要については、5ページにお示ししてございます。

用途は病害抵抗性誘導剤でございますが、成分としましては、酵母から抽出した細胞壁を酵素分解・濃縮することにより得られる低分子グルカンということになってございます。

本剤の食品健康影響評価につきましては、11ページに記載がございまして、各種毒性試験の結果、それから、通常の食生活において食品から摂取している量と比べた農薬として使用した場合の残留性などから、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると結論づけたものでございます。

この評価結果に関しましてパブコメを行った結果が、この資料の最後のページでございますけれども、期間中に寄せられました意見・情報は特にございませんでした。

したがって、本剤に関しましては、この内容を変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと思っているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちビール酵母抽出グルカンについては、農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、農薬9品目のうち、テブフェンピラド及びフルトリアホールを除く7品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、本年4月24日の第694回委員会会合において、厚生労働省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

本件につきましては、直接本委員会で審議していただくため、この7農薬につきまして、資料2-2から2-8まで提出しております。前回の会合について御説明申し上げたとおり、新たに提出された資料の内容からは、新たに人への有害影響について懸念されるような知見は認められず、ADIやARfD等の評価結果に変更はございません。

詳細については、事務局より御説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、資料2-2から2-8に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。これら7剤は、いずれも先ほどお話がございましたとおり、本年4月

の当委員会におきまして要請事項の説明を受けた際、この委員会で審議することとされたものでございます。

まず、資料2-2、ジフェノコナゾールを御覧いただければと思います。

5ページをお願いいたします。今回、第4版ですけれども、農薬のアスパラガスへの適用拡大に関連した評価要請ということでございます。

10ページから11ページをお願いいたします。本剤の概要ですけれども、本剤はトリアゾール系の殺菌剤ということでございます。

今回、作物残留試験データのみ追加されてございます。具体的には、本体の方の67ページにアスパラガスに関する残留試験結果が追記されております。

その上で、戻っていただきまして、34ページから「6. 作物等残留試験」の結果をまとめております。結果としましては、今回、作物残留試験が追加されましたけれども、親化合物の最大残留値の結果には変更はないという形になっております。

また、推定摂取量につきましては、37ページの表15で推定し直してございますけれども、大変申し訳ございません。計算ミスによりまして誤植がございまして、おわびして訂正させていただきます。表15に4つ数字が並んでございまして、左から順に、45.1、30.4、37.5、56.3、これが正しい推定値となっております。申し訳ございません。

食品健康影響評価につきましては、56ページからになります。作物残留試験が追加された旨のみ記述を変更しているという形でございます。

続きまして、資料2-3、シメコナゾールを御覧いただければと思います。

これについても5ページをお願いいたします。今回は第6版でございまして、本剤も農薬の未成熟とうもろこしへの適用拡大に関連する評価要請ということでございます。

10ページから11ページをお願いいたします。本剤につきましても、トリアゾール系の殺菌剤ということになります。今回につきましては、作物残留試験及び畜産物残留試験の成績のみ追加されております。具体的には、これも本体の方の56ページに未成熟とうもろこしの結果などを追記した上で、戻っていただきまして、24ページから「6. 作物等残留試験」の結果をまとめております。

その結果でございまして、本剤についても、作物残留試験は追加されましたが、親化合物、主要代謝物とも最大残留値の結果には変更はないという結果でございまして。

また、25ページには畜産物残留試験の結果も追記されておりますが、いずれも定量限界未満という結果でございまして。

それらに基づいて、推定摂取量については26ページの表8のとおり推定し直しているというものでございます。

食品健康影響評価は45ページからになります。作物残留試験、畜産物残留試験が追加され、それに伴う結果の記述を変更しているという形になってございます。

続きまして、資料2-4、スピロトラマトを御覧いただければと思います。

5ページをお願いいたします。今回は第4版でございまして、農薬のてんさい、しそ、

かんきつ、ぶどうなどへの適用拡大、それからにんじん、西洋わさびなどへのインポートトレランスに関連した評価要請という形になっております。

9ページから10ページをお願いいたします。本剤は、環状ケトエノール構造を有する殺虫剤でございます。

本剤については、今回、作物残留試験データのみ追加されてございます。具体的には、59ページにリーフレタス、165ページににんじんなどの試験結果が追記されております。

その上で、戻っていただきまして、30ページに「6. 作物等残留試験」の結果をまとめておりますが、結果としましては、親化合物の最大残留値がリーフレタスの茎葉で8.08 mg/kgと変更されております。

推定摂取量ですけれども、31ページ、表20のとおり推定し直しているという形になっております。

食品健康影響評価につきましては、45ページからになりますけれども、作物残留試験が追加され、一部残留試験の結果が変更された旨のみ記述を変更した形になってございます。

続きまして、資料2-5、トリホリンを御覧ください。

4ページをお願いいたします。今回は第2版でございます。農薬のしそへの適用拡大に関連する評価要請という形になります。

9ページから10ページをお願いいたします。本剤はピペラジン系の殺菌剤ということでございます。

本剤についても、今回、作物残留試験データのみ追加されております。具体的には、64ページにしその試験結果が追記され、その上で27ページから「6. 作物等残留試験」の結果のまとめが出ておりますが、結果としては、28ページの上の1行目、2行目ですけれども、親化合物の最大残留値がしその茎葉での19.1 mg/kgと変更されております。

同じ28ページの真ん中あたりには、推定摂取量を表22のとおり推定しております。

食品健康影響評価ですけれども、49ページからになりますが、これについても作物残留試験が追加され、一部、残留試験の結果が変更された旨のみ記述を変更した形になってございます。

続きまして、資料2-6、ピリオフェノンを御覧いただければと思います。

3ページから4ページをお願いいたします。今回は第3版でございますが、農薬のトマト、かきなどへの適用拡大、それからブラックベリー、ブルーベリーなどへのインポートトレランスに関連する評価要請ということでございます。

8ページから9ページを御覧いただければと思います。本剤は、ベンゾイルピリジン系の化合物に属する殺菌剤ということでございます。

今回、本剤についても作物残留試験の成績のみが追加されております。具体的には、45ページにミニトマトでの成績、53ページにはキウイのデータなどが追記された形になっております。

その上で、戻っていただきまして、21ページから「6. 作物等残留試験」の結果がまと

まっております。結果としましては、海外のデータにおきまして、親化合物の最大残留値がキウイの果実の0.694 mg/kgという形に変更されております。

推定摂取量については、22ページの表13のとおりに推定し直しているという形になっております。

食品健康影響評価は37ページからになります。作物残留試験の成績が一部変更になったという形の変更となっております。

続きまして、資料2-7、マンデストロビンを御覧いただければと思います。

こちら4ページを御覧ください。今回は第3版ですけれども、農薬のしゅんぎく、はくさいへの適用拡大、なたねのインポートトレランスの設定に絡む評価要請ということでございます。

8ページから9ページをお願いいたします。本剤は、マンデル酸骨格を持つストロビルリン系の殺菌剤でございます。

今回は作物残留試験の成績のみ追加されております。具体的には、62ページにしゅんぎくのデータ、94ページになたねのデータなどが追記されてございます。

その上で、戻っていただきまして、33ページから「6. 作物等残留試験」の結果をまとめております。結果としましては、国内データでは親化合物の最大残留値がしゅんぎくの茎葉での36.2 mg/kgと変更されております。

推定摂取量につきましては、34ページの表27のとおり推定し直しております。これにつきましても、大変申し訳ございません。本剤も計算ミスによる誤植がございます。おわびして訂正させていただきます。具体的に、表27中の値につきましては、左から順に、977、419、986、1,180、これらが正しい推定値となります。

その上で、食品健康影響評価でございますが、51ページからになりますけれども、作物残留試験が追加され、一部残留試験の結果が変更された、そういった記述の変更をしているというものでございます。

最後でございます。資料2-8、メタフルミゾンをご覧いただければと思います。

4ページをお願いいたします。今回は第5版でございます。本剤は農薬のかぶ、かんきつなどへの適用拡大に関連する評価要請ということでもあります。

11ページから12ページをお願いいたします。本剤は、トリフルオロメトキシフェニル環を有する殺虫剤でございます。

今回は、作物残留試験の成績のみ追加されております。具体的には、59ページにかぶのデータ、71ページには温州みかんに関するデータなどが追記されております。

その上で、30ページに戻っていただきまして、「6. 作物等残留試験」の結果をまとめております。結果としましては、今回、作物残留試験が追加はされましたけれども、親化合物、主要代謝物とも最大残留値の結果には変更ないという結果でございました。

推定摂取量については、31ページの下の方、表14のとおり推定し直しているものでございます。

食品健康影響評価でございますけれども、47ページからになりますが、作物残留試験の成績が追加された旨のみ記述を変更している形になっております。

以上、これまで御説明してきましたとおり、7剤とも作物等残留試験以外の追加資料等はありませんので、いわゆる暴露評価対象物質、ADI、ARfDの評価に関しましては、いずれも前版と変更はございません。

そして、これらの結果は既存評価結果に影響を及ぼすものではないという評価案でございますので、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 確認なのですが、資料2-2と2-7は推定摂取量が訂正ということだったのですが、それぞれ資料の後ろに別紙でついていますが、こちらも訂正ということによろしいでしょうか。

○吉田評価第一課長 大変失礼しました。御指摘のとおりでございます。それぞれもとになりました推定摂取量の推定の基となる部分も、当然あわせて変更になります。資料2-2でいけば94ページの別紙7、資料2-7でいけば98ページの別紙6、これらもあわせて該当部分を変更させていただきます。大変失礼いたしました。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問あるいは御意見があれば伺いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定しました評価結果と同じ結論、すなわちジフェノコナゾールのADIを0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.25 mg/kg 体重と設定する。シメコナゾールのADIを0.0085 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.2 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.09 mg/kg 体重と設定する。スピロトラマトのADIを0.12 mg/kg 体重/日、ARfDを1 mg/kg 体重と設定する。トリホリンのADIを0.023 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定する。ピリオフェノンのADIを0.091 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。マンデストロビンのADIを0.19 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。メタフルミゾンのADI

を0.12 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということによるしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、残りの農薬2品目、テブフェンピラド及びフルトリアホールに関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料2-9及び資料2-10に基づきまして、説明をいたします。これから御説明する農薬2剤は、いずれも本年3月の当委員会で御報告した上で、翌日から約1カ月間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございまして、その結果についての御報告でございます。

まず、資料2-9、テブフェンピラドを御覧いただければと思います。

本剤の概要につきましては、9ページを御覧いただきますが、ピラゾール環を有する殺虫剤(殺ダニ剤)でございまして、構造式、開発の経緯などについては記載のとおりでございます。

飛んでいただきまして、食品健康影響評価でございますけれども、42ページからになります。具体的なADIについては43ページですけれども、ラット慢性毒性/発がん性併合試験をもとに0.0082 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)につきましては、ウサギ発生毒性試験をもとに0.15 mg/kg 体重と設定されてございます。

これら評価結果に対しますパブコメの結果でございますけれども、この資料の最後のページにつけてございますが、期間中に寄せられた意見・情報はございませんでした。

続きまして、資料2-10「フルトリアホール(第2版)」を御覧いただければと思います。

本剤の概要につきましては、7ページにお示ししておりますけれども、これについてもトリアゾール系の殺菌剤でございまして、構造式、開発の経緯などについては記載のとおりでございます。

飛んでいただきまして、食品健康影響評価につきましては、本体の真ん中あたりですけれども、39ページからになります。ADIについては40ページですけれども、ラットの慢性毒性/発がん性併合試験をもとに0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)につきましては、ウサギ発生毒性試験をもとに0.075 mg/kg 体重と設定しております。

これら評価に対するパブコメの結果でございますけれども、この資料の最後のページに

添付してございますが、期間中に寄せられました意見・情報は特にございませんでした。

以上のように、2剤とも特に意見等はございませんでしたので、御説明した評価内容をもってリスク管理機関にお返ししたいと思っております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちテブフェンピラドのADIを0.0082 mg/kg 体重/日、ARfDを0.15 mg/kg 体重と設定する。フルトリアホールのADIを0.01 mg/kg 体重/日、ARfDを0.075 mg/kg 体重と設定するという事とよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) その他
---------

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週5月29日火曜日14時から開催を予定しております。

また、25日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、同じく14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、来週28日月曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、14時半からは非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第697回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。